

議案第22号 大津市手数料条例の一部を改正する条例の
制定について

大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定について、別添の資料を基に説明させていただきます。

説明資料の2ページをお願いします。

まず始めに、改正概要であります、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)」について、地方分権推進計画に基づき、国による定期的な見直しが行われ、一部の手数料標準額が改正されました。

これに伴い、大津市手数料条例の消防局が所管する一部を改正するものです。

説明資料の3ページをお願いします。

今回の改正対象であります、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所と浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置許可の申請に対する審査手数料となります。

説明資料の4ページをお願いします。

こちらが、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所となっております。

特徴は、屋根がタンク内に浮いており、内容量により屋根が浮

き沈みする構造となっています。

説明資料の5ページをお願いします。

こちらが、浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所となっております。

特徴は、屋根は固定式となっており、タンク内に浮いている蓋が内容量により浮き沈みする構造となっています。

説明資料の6ページをお願いします。

改正後の金額ですが、危険物の貯蔵最大数量に応じた設置許可の申請に対する審査手数料で、説明資料の表のとおりです。

施行日は、令和6年4月1日を予定しております。

以上で、議案第22号大津市手数料条例の一部を改正する条例の制定についての説明とさせていただきます。ご審査の程、よろしく願いいたします。